

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
1	西根 祐輔	鳥取市古海 321	田	1,087.00	使用貸借 水田	9年 11か月 令和01年12月01日 令和11年10月31日	0	—	
		鳥取市古海 322-1	田	717.00	使用貸借 水田		0		
		鳥取市古海 348-4	田	1,213.00	使用貸借 水田		0		
		鳥取市古海 414-1	田	1,976.00	使用貸借 水田		0		
		鳥取市古海 486-1	田	919.00	使用貸借 水田		0		
		5 件 計 5,912.00							
2	漆原 修	鳥取市賀露町西一丁目 2987	畑	851.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和01年12月01日 令和06年10月31日	14,900	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		1 件 計 851.00							
3	山本 和行	鳥取市用瀬町鷹狩 677	田	383.00	使用貸借 水田	2年 11か月 令和01年12月01日 令和04年10月31日	0	—	—
		1 件 計 383.00							
4	名内 光秀	鳥取市気高町宿 37-16	畑	841.00	賃借権 普通畑	4年 11か月 令和01年12月01日 令和06年10月31日	3筆で15,000円/年	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	
		鳥取市気高町宿 37-17	畑	1,147.00	賃借権 普通畑				
		鳥取市気高町宿 37-18	畑	1,133.00	賃借権 普通畑				
		3 件 計 3,121.00							

5	農事組合法人 ふしの (B, C)	鳥取市伏野 2614	田	734.00	賃借権 水田	6年 10か月 令和01年12月01日 令和08年09月30日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		鳥取市伏野 2615	田	1,076.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2618	田	780.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2621	田	724.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2628-1	田	720.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2628-2	田	1,127.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2635	田	1,895.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2647	田	586.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2648	田	1,938.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2651	田	2,157.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2653	田	1,124.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2654	田	1,956.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2655	田	1,011.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2660	田	924.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2662	田	1,509.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2668	田	1,308.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2672	田	637.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2693	田	808.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2699-2	田	575.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2700	田	1,762.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2710	田	718.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2711-1	田	1,344.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2711-2	田	600.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2712	田	1,127.00	賃借権 水田		3,000		
		鳥取市伏野 2713	田	789.00	賃借権 水田		3,000		

鳥取市伏野 2714	田	422.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2716	田	645.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2717	田	645.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2719	田	1,419.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2720	田	1,788.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2722	田	708.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2725	田	965.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2727	田	1,049.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2733	田	1,178.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2742	田	2,056.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2743	田	2,122.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2745	田	2,019.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2747	田	1,316.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2761	田	889.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2762	田	927.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2766	田	825.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2767	田	1,989.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2768	田	1,885.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2780	田	1,742.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2782	田	952.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2783	田	1,580.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2786	田	1,486.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2787	田	1,047.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2788	田	945.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2789	田	754.00	賃借権 水田	3,000

鳥取市伏野 2790	田	410.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 2792	田	1,582.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 300-1	田	537.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 342-2	田	1,213.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 343-1	田	1,213.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 343-2	田	1,166.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 345-1	田	771.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 347-1	田	1,174.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 348-1	田	1,174.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 363-1	田	1,160.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 365-1	田	1,156.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 366-1	田	1,155.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 367-1	田	747.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 383-1	田	776.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 384-1	田	1,180.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 386-1	田	1,177.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 387-1	田	1,169.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 395-1	田	590.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 396-1	田	1,181.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 399-4	田	1,180.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 400-1	田	1,179.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 406-1	田	1,182.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 407-1	田	1,181.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 408-1	田	1,179.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 409-1	田	786.00	賃借権 水田	3,000

鳥取市伏野 410-1	田	801.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 412-1	田	1,237.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 413-1	田	1,244.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 414-1	田	1,259.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 415-1	田	513.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 416-1	田	797.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 478-1	田	892.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 479-1	田	1,190.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 480-1	田	1,189.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 490-1	田	991.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 495-1	田	1,170.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 496-1	田	1,169.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 497-1	田	1,171.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 500-1	田	1,103.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 502	田	1,203.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 552-1	田	218.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 554-2	田	882.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 554-3	田	582.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 780-2	田	556.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 780-3	田	656.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 780-4	田	408.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 795-1	田	861.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 796-1	田	552.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 796-2	田	343.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 797-1	田	470.00	賃借権 水田	3,000

鳥取市伏野 798-1	田	598.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 798-2	田	772.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 798-3	田	766.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 799-1	田	242.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 800-3	田	750.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 801-2	田	422.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 803-1	田	1,168.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 806-1	田	1,186.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 807-1	田	1,188.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 809-1	田	1,401.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 810-2	田	1,233.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 811-1	田	1,106.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 812	田	1,028.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 813-1	田	588.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 815-1	田	958.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 816-1	田	961.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 821-1	田	1,059.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 822-1	田	1,185.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 823-1	田	1,186.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 826-1	田	969.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 826-2	田	798.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 827-1	田	796.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 827-2	田	930.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 827-3	田	653.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 829-1	田	476.00	賃借権 水田	3,000

鳥取市伏野 829-3	田	680.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 830-1	田	439.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 831-1	田	257.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 832-1	田	840.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 833-1	田	784.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 834-1	田	954.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 835-1	田	1,170.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 835-3	田	818.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 836-1	田	932.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 836-2	田	1,033.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 836-3	田	410.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 838-1	田	794.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 851-2	田	1,165.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 852-1	田	940.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 852-2	田	533.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 866-1	田	1,381.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 866-2	田	975.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 866-3	田	958.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 867-1	田	179.00	賃借権 水田	3,000
鳥取市伏野 935-1	田	1,099.00	賃借権 水田	3,000
		145 件		
		計 145,717.00		

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
- B 既に機構から配分を受けている経営体にその経営体が配分を受けたことのない農地の配分を行う場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり



## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

### (4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

### (5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

### (6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

### (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

### (9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

### (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

### (12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

### (13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。